

幼保連携型認定こども園

おおぼし保育園 運営規定

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 社会福祉法人長幸会が設置する幼保連携型認定こども園おおぼし保育園（以下「本園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を養うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 本園は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の促進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）並びに青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年青森市条例第29号）及び青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年青森市条例第28号）その他の関係法令を遵守して運営する。

(名称及び所在地)

第2条 本園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 幼保連携型認定こども園おおぼし保育園
- (2) 所在地 青森市妙見三丁目6番10号

(提供する教育・保育の内容)

第3条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づいて、保護者の就労状況等により、入園時期や在園時間の異なる子どもを受け入れる施設として、園児に健やかな成長が図られるよう適当な環境を整えることを意識しながら、教育・保育を行う。

(子育て支援)

第4条 本園は、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育ての支援について、相互に有機的な連携が図られるよう、保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立ち、子育て支援を行うものとする。

2 本園は、園児の保護者及び地域における子育て家庭の保護者に対して、次のような子育て支援を行う。

- (1) 子供の育児に関する相談や助言、必要に応じた「個別支援・指導
- (2) 保護者の教育及び保育活動への参加・相互理解の促進
- (3) 園児の福祉を優先した上で、多様な保育事業の実施
- (4) 育児に関する情報提供と必要に応じた説明等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本園に児のとおり職員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 園長 | 1名 |
| (2) 副園長 | 1名 |
| (3) 主幹保育教諭 | 1名 |
| (4) 保育教諭 | 14名 |
| (5) 看護師 | 1名 |
| (6) 栄養士 | 1名 |
| (7) 事務員 | 2名 |
| (8) 調理員 | 2名 |
| (9) 学校医 | 1名 |
| (10) 学校内科医 | 1名 |
| (11) 学校薬剤師 | 1名 |

※ 保育教諭は、毎年入所子ども数が変わることから、人員基準に沿った配置を行っているため増減あり。

- 2 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する
- 3 副園長は、園長を補佐し、命を受けて園務を行う。
- 4 主幹保育教諭は、園長及び副園長をたすけ、命を受けて園務の一部を整理し並びに保育教諭の指導を行う。
- 5 保育教諭は、園児の教育・保育を行う。
- 6 栄養士は、献立表の作成等により園児の栄養管理業務を行う。
- 7 事務員は、本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
- 8 調理員は、献立表に基づき調理業務を行う。
- 9 学校医は、園児の心身の健康を維持するため、定期的に健康診断を行う。
- 10 学校歯科医は、園児の心身の健康を維持するため、定期的に歯科検診を行う。
- 11 学校薬剤師は、本園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言を行う。

(学年及び学期)

第6条 本園の学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 1年を時の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(開園時間)

第7条 本園の開園時間は、午前7時から午後8時までとする。

(教育・保育を行う日、行わない日)

第8条 本園において、教育・保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定こどもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 本園の休園日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

3 前項に定めるもののほか、本園における1号認定子どもに係る休日は、次のとおりとする。

(1) 夏季休暇 7月21日から8月20日まで

(2) 冬季休暇 12月21日から翌年1月20日まで

(3) 春季休暇 3月18日から3月31日まで

(4) その他園長が必要と認めた日

(教育・保育等を行う時間)

第9条 本園において、教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

(1) 1号認定子ども 午前9時から午後1時まで

(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども

イ 保育標準時間認定を受けた子ども

午前7時から午後6時までの11時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

ロ 保育短時間認定を受けた子ども

午前9時から午後5時までの8時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

2 1号認定子どもについては、前項各1号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により預かり保育が必要な場合は、午前7時から午前9時までの2時間及び午後1時から午後6時までの5時間の範囲内で、一時預かり保育を行うものとする。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、第1項第2号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により、保育が必要な場合は、午前7時から午前9時までの2時間及び午後5時から午後8時までの3時間の範囲内で時間外保育（延長保育）を行うものとする。

(利用者負担その他の費用)

第10条 本園においては、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第1項の規定により、保護者から園児の居住する市町村が定める額の保育料の支払いを受けるものとする。

2 本園においては、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、本園の教育・保育の質の向上を図るため、次の表に掲げる費用について、道標に定める額の支払いを保護者から受けるものとし、その目的、支払いを受ける時期は、利用料金一覧表のとおりとする。

3 本園においては、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、利用料金一覧表のとおり実費を徴収する。

ただし、同項の規定により免除される費用については、この限りではない。

4 本園においては、前3項に掲げるもののほか、利用料金一覧表に掲げる費用について、同表に定める額の支払いを保護者から受けるものとする。

ただし、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定による法定代理受領を受けた場合においては、同表に定める額から当該受領額を控除した額の支払いを保護者から受けるものとする。

(子供の区分ごとの利用定員)

第11条 本園の利用定員は、次のとおり定める。

- (1) 1号認定子ども 15人
- (2) 2号認定子ども 30人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども 27人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 13人

(利用の開始)

第12条 本園の利用開始にあたり、1号認定子どもについては、保護者が本園に直接申し込むものとする。

- 2 利用の申込みがあった1号認定子どもと、現に本園を利用している1号認定こどもの総数が、1号認定こどもの利用定員の総数を超える場合については、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条第2項の規定により、抽選、申込みを受けた順により決定する方法、本園の教育・保育の理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用については、青森市が行う利用の調整の結果に応じるものとする。

(転園、退園及び休園)

第13条 転園、退園又は休園をしようとする子どもの保護者は、理由を明記して園長に願い出るものとする。

(利用の終了)

第14条 本園は、次に掲げる場合には、教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の規定に該当しなくなったとき。
 - (3) その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
- 2 園長は、園児が全過程を終了したと認めるときは、卒園児に修了証書を授与する。

(緊急時における対応方法)

第15条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家庭等に連絡するとともに、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、青森市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第16条 本園は、非常災害に対する具体的な計画を策定するとともに、一月に一回以上の

避難訓練又は消火訓練を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行う。

(秘密の保持等)

第18条 本園が保有する個人情報及び適切な取扱いに関する事項については、個人情報保護規程に定めるところによる。

- 2 本園は、業務上知り得た子ども及び保護者の情報の秘密を保持する。
- 3 当園の職員は、当園の職員でなくなったのちにおいても、同様に秘密を保持する。
- 4 子どもが、医療上、緊急の必要がある場合は、あらかじめ文書（重要事項説明書）による同意を得た上で、子ども又は保護者の情報を必要な範囲で提供する。

(苦情解決)

第19条 本園における保護者等からの意見・要望・苦情等に対する適切な対応、その他の解決を図るための事項については「利用者家族等からの苦情解決の取組みに関する実施要領」の定めるところによる。

(記録の整備)

第20条 本園は、設備、職員、庶務、会計及び子どもの処遇の状況等に関する帳簿を整備する。

- 2 帳簿は、次に示す区分に基づき整備する。
 - (1) 管理に関する帳簿
 - (2) 子どもに関する帳簿
 - (3) 会計経理に関する帳簿

附則

(実施時期)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

☆利用料金表一覧表

1 教育・保育関係

項 目	料 金	納付の時期	納付方法
①保育料（3号認定こども：0歳クラス～2歳児クラス）			
7時～18時（昼食、おやつ代を含みます。）	青森市が定める保育料	毎月28日	ゆうちょ銀行 口座引落
②副食費（1号認定こども、2号認定こども：3歳児クラス～5歳児クラス）			
おかず代、お菓子代	月額 4,500円	毎月 8日	ゆうちょ銀行 口座引落
③延長保育料（1号認定こども、2号認定こども、3号認定こども）			
月極 18時～19時（1時間）	月額 2,500円	月末締め 翌月5日まで	現金納付
月極 18時～20時（2時間）	月額 3,000円		
スポット 18時～19時（1時間）	1時間以内 200円		
スポット 18時～20時（2時間）	2時間以内 400円		
④一時預かり保育料（1号認定こども）			
7時～9時及び13時～18時 ※1 教育時間以外の預かり時間 ※2 夏季・冬季・春季休み期間は7時～18時となります。	1日 450円/日 月最大11,500円	青森市 法定代理受領	
⑤一時預かり保育料（入所しているこども以外のこども）			
1日（食事、おやつ代180円を含まず。無料です。）	1日 1,500円	その都度	現金納付
⑥児童クラブ（当園を卒業した小学校1年生～6年生）			
放課後及び夏休み等	月額 5,000円	毎月5日まで	現金納付

※1 上表中、現金納付は午前中の受付としますので、ご協力をお願いします。

※2 副食費は、世帯の所得や家族構成等により減免される場合があります。

2 その他の料金

区 分	金 額	納付の時期	方法
スイミングスクール（4歳、5歳クラスのみ）	1回1,000円（実費）	毎月5日まで	現金 納付
連絡帳代	200円（0歳児）、100円（1歳児以上）	その都度	
通園カバン	2,400円	入園時	
園服代	4,500円（夏季用）、4,500円（冬期用）		

契幼保連携型認定こども園おおぼし保育園利用約書

幼保連携型認定こども園おおぼし保育園（以下「子ども園」という。）と支給認定子ども及びその支給認定保護者（以下「保護者等」という。）は、保護者等が子ども園を利用することに関して、次のとおり契約を締結します。

- 1 子ども園は、保護者等に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で、特定教育・保育を保護者等に提供します。
- 2 保護者等は、子ども園が説明した運営規定その他の重要事項の内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務（利用者負担その他の費用の支払いを含む。）を履行します。
- 3 この契約の有効期間は、令和 年 月 日（入園年月日）から卒園又は退園までの期間とします。
- 4 子ども園は、本契約に係る内容に変更があった場合には、その内容について保護者等に説明を行い、同意を得ます。

上記の内容を証するため、本書を2通作成し、子ども園と保護者等の双方が自書又は記名押印の上、各自1通を保有します。

令和 年 月 日

【保護者等】

支給認定子ども 氏名 _____

支給認定保護者 氏名 _____ (印)

自筆の場合は、ハンコは必要ありません。

住所 _____

【子ども園】

事業者の名称 社会福祉法人 長幸会 _____

事業所の名称 幼保連携型認定こども園 おおぼし保育園 _____

事業所の所在地 青森市妙見三丁目6-10 _____

事業所の管理者 園長 天坂光伸 _____ (印)